

たけおかだいとくべつしえんがっこうこうとうぶ  
武岡台特別支援学校高等部

せい と こころ え

# 生徒心得

がっこう しゅうだん なか じぶん きた みが たか ぼ  
学校は集団の中で自分を鍛え、磨き、高める場です。

みんなが楽しく学校生活を送るためには、みんながルールを守り、お互いに思  
いやりの気持ち<sup>きも</sup>を忘れないことが大切です。積極的<sup>せっきよくてき</sup>に協力<sup>きょうりよく</sup>して明るい秩序<sup>あか ちつじよ</sup>の  
ある学校<sup>がっこう</sup>を創<sup>つく</sup>り、社会<sup>しゃかい</sup>の一員<sup>いちいん</sup>として責任<sup>せきにん</sup>のある行動<sup>こうどう</sup>をとりましょう。



こうとうぶ せいかつもくひょう  
高等部の生活目標

- ひと さき げんき きも よ  
・ 人より先に元気で気持ち良いあいさつをしましょう。
- ていねい ことばづか ころが  
・ 丁寧な言葉遣いを心掛けましょう。
- ふんまえ こうどう じかん まも  
・ 5分前に行動し、時間を守りましょう。
- たが みと あ がっこう  
・ お互いを認め合い、いじめのない学校にしましょう。

# I 校内生活

- 1 立ち止まり、人より先に元気よくあいさつをする。
- 2 始業の合図と同時に授業が始められるよう、休み時間の間に次の授業の準備やトイレ等を済ませ、授業開始のチャイムが鳴る前に着席して静かに待つ。
- 3 語先後礼のあいさつを心掛ける。
- 4 校内の移動は、原則として右側を通行し、静かに行う。(走ったり、他の人の迷惑になるような危険な行為はしたりしない。)
- 5 校舎内では上履きを使用し、体育館では体育館シューズに履き替える。
- 6 立ち入りの禁止されている場所や人のいない教室(自分のクラス以外)へは入らない。
- 7 自分の学級以外の教室に入室する場合は、必ず用件を伝え、許可を得る。

## <教室に入るとき>

- ① 「〇年〇組、〇〇です。」
- ② 「〇〇先生に用事があります。入ってもよろしいですか。」
- ③ 「失礼します。」

## <教室から出るとき>

- ④ 「失礼しました。」

- 8 登校してから下校するまで、許可なく校外に出ない。
- 9 校舎内外の整理整頓に心掛け、施設、設備、備品等、公共物は大切にす  
る。もし、破損した場合は必ず先生に報告する。
- 10 所持品にはすべて記名し、学校に必要な以外の金銭、物品(遊戯道具、娯楽雑誌、菓子等)は持ってこない。

- 11 自動販売機は、買物学習など学習で必要な場合に、先生の指示に従って利用する。
- 12 丁寧な言葉遣いを心掛け、他の人への思いやりの気持ちをもって接する。

## II 通学

### 1 通学バス

- (1) 通学バス利用者は、5分前にはバス停に到着し、静かにバスを待つ。
- (2) バス乗車後は、シートベルトを装着して静かに待つ。離席などはせず、運転手やバス介助職員の指示に従う。
- (3) バス降車後は、速やかに教室に移動する。(バスターミナル内は通行せず、校舎沿いに移動する)。

### 2 自主通学

- (1) 通学については、出発・帰宅の時刻を定め、申請した一定の通学路を利用する。
- (2) 登下校中に事故等により問題が発生した場合、速やかに保護者と学校に連絡をする。
- (3) 登校したら朝自習や清掃活動などに積極的に取り組む。

### Ⅲ 服装・身なりについて

1 服装<sup>ふくそう</sup>については、学校指定<sup>がっこうしてい</sup>の制服<sup>せいふく</sup>を着用<sup>ちやくよう</sup>する。

(1) 冬服<sup>ふゆふく</sup>（目安時期<sup>めやすじき</sup>：11月初旬<sup>がつしよじゆん</sup>～）

学校指定<sup>がっこうしてい</sup>のブレザー、高等部指定<sup>こうとうぶしていながそで</sup>長袖<sup>しろ</sup>シャツ（白）、

スラックス<sup>また</sup>又はスカート、襟章<sup>えりしやう</sup>（青）<sup>あお</sup>、ネクタイ<sup>また</sup>又はリボン



(2) 中間服<sup>ちゆうかんふく</sup>（目安時期<sup>めやすじき</sup>：5月初旬<sup>がつしよじゆん</sup>～、10月中旬<sup>がつちゆうじゆん</sup>～）

高等部指定<sup>こうとうぶしてい</sup>の長袖<sup>ながそで</sup>シャツ（白）<sup>しろ</sup>、スラックス<sup>また</sup>又はスカート、

ネクタイ<sup>また</sup>又はリボン ※冬服<sup>ふゆふく</sup>の上着<sup>うわぎ</sup>を脱<sup>ぬ</sup>いだ状態<sup>じやうたい</sup>



(3) 夏服<sup>なつふく</sup>（目安時期<sup>めやすじき</sup>：6月初旬<sup>がつしよじゆん</sup>～）

高等部指定<sup>こうとうぶしてい</sup>の半袖<sup>はんそで</sup>シャツ（白）<sup>しろ</sup>、スラックス<sup>また</sup>又はスカート



(4) 体育服・ジャージ・作業服

- ・ いずれも高等部指定のものを着用する。

2 制服は正しく着用する。

(1) スラックスのベルトは必ず付ける。ベルトの色は地味な色目のものとし、  
へその高さでベルトをしめる。

(2) スカートの長さは、ひざの中央を標準とする。(立膝した際にスカートの裾が床に触れる長さ)

(3) 長袖シャツはスラックスやスカートの中に入れる。

※ 半袖シャツについては、入れなくてよい。

(4) シャツの下に着る肌着は派手な色や柄のものを避け、衣服の下から見えないようにする。

(5) 長袖シャツは第1ボタンまで留め、ネクタイ、リボンがたるまないように首元までしっかりとしめる。半袖シャツは第1ボタンを開けて着用しても良い。

(6) 靴下は、派手な色や柄のものを避ける。また、冬期に限り黒で無地のタイツやスパッツ等の着用を認める。

3 頭髪は、常に清潔に整え、活動しやすい髪型を基本とする。不自然な髪の手入れはしない。特に、次の事項に留意して本校生徒としての品位を保つように努める。

(1) 髪は目にかからないように注意し、長くなったらゴム等で結ぶようにする。(その際、派手なものは避けるようにする)

(2) 染色やパーマは認めない。

#### 4 防寒着・カバン等について

- (1) コートやマフラー、手袋等の防寒着は、原則登下校時のみ着用を認める。派手なものは避け、状況に応じたものを着用する。
- (2) 体調不良等の場合を除き、原則校舎内では防寒着は着用しない。校舎内で防寒対策をする場合は担任に相談をする。
- (3) タオルは教室内に置き、ポケットにはハンカチを入れておく。
- (4) 通学用かばんは、手提げかばん、リュックサック等とする。
  - ・ 肩からかけるタイプのスポーツバッグ（エナメルバッグ）は可。
  - ・ 派手な模様や装飾は不可とする。
- (5) 通学靴は派手な色や柄物でない運動靴とし、ハイカットの靴は不可とする。上履きは白や黒を基調とする派手でないものとする。

#### 5 その他

- (1) 指輪、ネックレス、ブレスレット、アンクレット、ピアスなどの装飾品（アクセサリー）は身に付けない。腕時計は派手にならないものとする。
- (2) まゆ剃り、ピアス、入れ墨、化粧、マニキュアは禁止する。

※特別の事情によりこの規程によらず登校する場合は、保護者が学校に相談し、許可を受ける。

## IV 校外生活

- 1 交通ルールやマナーを守り、交通事故防止に心掛ける。特に自転車運転では、ヘルメットを着用し、交差点や踏切等で一旦停止を守り、二人乗り、並列運転はしない。
- 2 外出するときは、「行き先」、「誰と行くのか」、「何をするのか」、「帰宅時間」などを家族に必ず伝える。日没までに帰宅する。
- 3 夜間外出及び外泊は保護者と一緒である場合のみ認められる。日没をもって夜間とする。(日没の目安：2月～9月→18：30／10月～1月→17：30)
- 4 友達付き合い、男女交際については、高等部生としてふさわしい行動をする。
  - (1) 男女1対1での外出は慎むようにする。
  - (2) 異性の家には行かないようにする。また異性を家に上げないようにする。
  - (3) 同性の家(学園)に行くときには、行く家(学園)の保護者に必ず了解を得る。保護者が留守の家には行かない。
- 5 遊技場・その他の出入りについては、鹿児島地区生活指導連絡研究協議会での確認事項に従う。

△…条件付き ×…望ましくない

	場所等・内容	可否	備考
1	登山	△	保護者同伴
2	キャンプ・サイクリング	△	保護者同伴
3	映画	△	認定映画に限る
4	ゲームセンター ゲームコーナー	×	

5	ローラースケート スケートボード キックスクーター	△	他人に迷惑をかける場所や路上は禁止
6	テレビ・雑誌等出演	△	学校の許可が必要
7	カラオケボックス	△	高校生入場許可の店舗に限る 保護者同伴
8	複合型娯楽施設	△	上記4・7等の規定を遵守する。
9	漫画喫茶 インターネットカフェ	×	

※ 複合型娯楽施設とは、ROUND1（ラウンドワン）などのような施設を指す。

## V 許可及び届

1 次の事項については、前もって学校への許可申請を行う。

### (1) 自主通学（一部区間・全区間）

ア 自主通学をする場合は、保護者の責任の下で自主通学の練習を行い、通学経路や時刻等の確認を十分に行い、安全が確保されていることが前提とする。

イ 自主通学をする場合は一部区間、全区間にかかわらず「自主通学申請書」並びに「自主通学誓約書」を提出し、許可された場合のみ自主通学を行うことができる。

### (2) 携帯電話の校内持込

ア 学校への持込は原則禁止する。ただし、自主通学生に限り、学校に相談して「自主通学生における携帯電話利用届」を提出し、許可された

ばあい もちこみ みと  
場合のみ持込が認められる。

イ 学校への持込を許可された者は、校内に入る前までに必ず電源を切り、校内では使用をしない。

ウ 学校への持込については、校内での決まりを守る。決まりを守れなかったり、マナーを守れなかったりした場合は、学校への持込を禁止する。

(登校時に決まりを守れなかった場合は、携帯電話を学校で預かり、保護者に直接返すこととする)。

### (3) アルバイト

- ・ アルバイトは原則禁止する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、担任、学年主任、学部主事等に相談し、必要があると判断された場合のみ認める。

### (4) 自動車学校に入校、又は免許を取得するとき

ア 在学中の原動機付自転車、または普通自動車免許取得は、進路決定上免許を取得することが必要不可欠であると考えられる生徒にのみ認める。その際、許可願を提出し、学校が許可した場合のみ認められる。

イ 免許の取得後は、卒業まで保護者預かりとし、乗車はしない。

### (5) 身分証明書が必要なとき

- ・ 身分証明書は希望者のみ発行する。必要な場合は、保護者が担任に届け出る。

## 2 次の事項については、速やかに学級担任に届け出る。

(1) 校内の施設設備等を破損したとき。

(2) 校内で金品を拾得、紛失又は盗難にあったとき。

- (3) 事故その他、身边に異変が生じたとき。
- (4) 交通違反その他により、警察等の関係機関から指導を受けたとき。
- (5) 欠席や遅刻する際は、必ず保護者から学校へ連絡してもらう。また、自主通学生は事故等により遅刻する場合は、必ず保護者と学校に連絡をする。